

平成 29 年 10 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

中部ガス株式会社

経営管理部

「収益認識に関する会計基準（案）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」への意見（コメント）について

平成 29 年 7 月 20 日に公表されました企業会計基準委員会「収益認識に関する会計基準（案）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」に関しまして、別紙のとおり意見を提出いたします。ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

(質問 4) 重要性等に関する代替的な取扱い（収益認識適用指針案第 91 項から第 102 項）に関する質問

本公開草案における IFRS 第 15 号における取扱いとは別の重要性等に関する代替的な取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

同意いたします。

なお、弊社は都市ガス事業を営んでおり、ガス事業においては毎月の検針日に収益認識を行っております。弊社が所属する一般社団法人日本ガス協会が提出する回答文書の通り、新基準適用後においてもこの取扱いを継続できるよう、適用指針において「代替的な取扱い」として規定いただくなどの措置を講じていただきたく、以下のとおり要望いたします。

(要望事項)

適用指針における代替的な取扱いとして、検針日基準の適用を認める取扱いを定めていただきたい。

(要望理由)

1. 見積もりの不確実性

①ガス販売量の合理的な見積もり

検針日から月末日までのガス販売量を見積もる場合、ガス販売量の変動幅は気温の影響、例えば寒波による急激な気温変化や、お客さまが使用されているガス機器の状況、工場の場合には生産ラインの稼動状況によっても大きく異なるため、これらの変動要因を考慮して検針日から月末日までのガス販売量を見積もることは非常に困難な上、検針日以外の検針を行っていないことから会計期間内の実際の販売量との比較による見積もりの合理性を検証することができないなど、ガス販売量を合理的に見積もることは不確実性が高いと考えられます。

②不確実性の解消

見積もりの不確実性の解消につながる月末日までのガス販売量を把握する方法として、検針者の大幅な増員やガス検針用のスマートメーター設置による対応が考えられますが、検針者の増員により検針コストが増加し、結果としてガス料金に転嫁せざるを得ない状況につながることへの懸念やガス検針用のスマートメーターも設置コストや通信方法が実用化されていない点などを考慮すると現実的ではありません。

2. 重要性

検針日基準を継続しても収益認識の期ずれは小さく、収益を認識する期間は同じ 1 年間であることから期間損益に大きな影響は無く、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせるものではないと考えられます。

以 上